

実施機関：警察、北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）、
北九州市教育委員会（指導第二課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	1 幼児に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 警察

幼児の交通事故を防止するには、幼稚園、保育所等における交通安全教育や交通安全指導が重要であるため、幼児に対する交通安全教育については「交通安全教育指針」に沿った活動を実施する。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

身近な生活における交通安全のきまりに関心を持たせ、安全に行動できる習慣を身につけさせることを目標に、計画的かつ継続的な交通安全教育に努める。

また、幼稚園・保育所等で実施する交通安全教育の充実のため、保育士等を対象とした指導者研修会等への参加を促進し、指導者としての能力の向上を図る。

(3) 北九州市教育委員会（指導第二課）

幼児の発達の特性及び興味、関心に即した交通安全指導の年間計画を立て、総合的な活動の中であらゆる機会をとらえ、歩行者としての基本的な事項の習慣や態度を育成する。

（例えば、道路の安全な横断の仕方、信号の意味と見方、自転車《三輪車を含む》の安全な乗り方等）

交通安全教育の重点事項として

ア 事故から身を守るだけでなく、安全に気を付けて行動するための能力や習慣・態度を幼児の発達の特性に応じて身に付けさせる。

イ 幼児が安全に行動できるようにするために、日常生活の中、身近な道路で家族や地域との連携を図りながら幼児の交通安全教育を実施する。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 効果的な交通安全教育の実施

道路における安全な通行に必要な基本的な知識及び技能を習得させるため、幼稚園・保育所及び保護者と連携して、人形劇、紙芝居や視聴覚機材を活用するなどした効果的な交通安全教育を実施する。

イ 保護者に対する交通安全講習会等の開催

保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等を開催する。

ウ 交通安全教育への支援等

幼稚園・保育所等に対し、積極的に視聴覚教材や交通安全に関する情報を提供するなど、交通安全教育の支援を行う。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

ア 交通安全センター（北九州交通公園）において、道路の渡り方や正しい自転車の乗り方を指導するほか、ダミー人形による衝撃実験や交通安全アニメ映画等を活用した交通安全教室を実施する。

イ きまりを守り、安全に行動できるよう幼児及び保護者に対する巡回交通安全教室等を開催する。

ウ チャイルドシート着用効果についての啓発や正しい着用方法の指導等により、チャイルドシートの普及促進を図る。

(3) 北九州市教育委員会（指導第二課）

ア 日常の教育活動のあらゆる場面をとらえて、交通上のきまりに関心をもたせるとともに、家庭との連携を図りながら具体的な体験を通してくり返し指導を行い、安全に通園しようとする能力・態度を育成し、その習慣化を図る。

イ 交通に関するいろいろな危険な事象に気付かせ、安全に気を付けて行動する能力・態度を育成し、その習慣化を図る。

ウ 幼児の特性を理解し、きめ細かな無理のない計画を立て、直接体験を通して安全に対する基礎的な理解や習慣・態度を養う。

エ 自分たちの身の回りには、いろいろな人たちが働いていることに気付かせるとともに、皆が安全に生活するために努力している人がいることに気付かせ親しませる。

オ 交通事故報告書より交通事故の実態把握と原因分析を行い指導に役立つようにする。

3 前年度の実績

(1) 警察

幼児に対する交通安全教育実施状況（県下、平成27年中）

対象者	実施回数	対象人員
幼 児	598回	67,280人

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

交通公園における交通安全指導（単位：回、人）

区 分		園内	園外	合計
保育所・幼稚園	回数	51	50	101
	人数	2,294	4,169	6,463

(3) 北九州市教育委員会

事 業 内 容	実 績
交通安全教室（親子）	8回 （公立幼稚園8園、全てで実施）

4 平成28年度の予算額

北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

27,573千円（交通安全センター委託料）

実施機関：警察、北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）、
北九州市教育委員会（指導第二課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	2 小学生に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 警察

児童に対する自転車安全教室の実施など、学校教育活動全体での交通安全指導の充実を図る。関係機関・団体と緊密な連携を図り、児童に対する「交通安全教育指針」に沿った交通安全教育活動を積極的に実施する。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

児童の心身の発達段階や地域の実情に応じて、安全な歩行、自転車や乗り物の安全な利用、自動車の特徴と安全な行動等を重点に、計画的かつ継続的な交通安全教育に努める。

また、小学校で実施する交通安全教育の充実のため、教諭等を対象とした指導者研修会等への参加を促進し、指導者としての能力の向上を図る。

(3) 北九州市教育委員会（指導第二課）

学校において交通安全教育の年間計画を立て、学校教育活動全体を通じて安全に行動する態度や習慣を身に付けるための指導を一層効果的に進めるとともに、特に交通事故防止に直接つながる事項について、学校や地域の実情に応じた指導の徹底を図る。（例えば、道路への飛び出しの防止、道路の正しい横断の仕方、自転車の点検と安全な乗り方等）

交通安全教育の重点事項として、

ア 「指導の重点」や諸通達・通知等を通じて安全指導の徹底を図り、生命尊重を基調とする交通安全指導を推進する。

イ 交通安全教育の強化推進のために、地域・PTA等関係諸団体と常に連携を保ち、特に保護者に対し交通安全教育について理解と協力を求めるとともに、交通安全対策について十分話し合い、家庭や地域における計画的な指導を促す。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 効果的な交通安全教育の実施

歩行者及び自転車の利用者として必要な知識及び技術を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるため、小学生に自転車の正しい乗り方を身につけさせ、その習慣化を図ることを目的とした子供自転車大会を開催するなど、小学校、保護者、地域住民等と連携して効果的な交通安全教育を実施する。

イ 保護者を対象とした交通安全講習会の開催

保護者が児童に基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう交通安全講習会等を開催する。

ウ 通学路等における交通安全指導の促進

交通指導員等の交通ボランティアと連携した通学路等における保護誘導活動に加え、交通ボランティアによる自主的な交通安全指導を促進する。

エ 交通安全教育への支援等

視聴覚教材や交通安全に関する情報等、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、補完的な交通安全教育を実施する。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

ア 交通安全センター（北九州交通公園）において、各種交通安全教室を通じて正しい自転車の乗り方を指導するほか、小学生高学年を対象にした自転車運転免許証制度（平成18年7月から実施）を積極的に推進する。

また、自転車教室やダミー人形による衝撃実験、死角実験を行うほか、交通公園施設を利用した効果的な交通安全教室を実施する。

イ 交通のきまりを学び、安全な行動を身につけさせるために、巡回交通安全教室や自転車教室を開催する。

ウ 新入学児童に交通安全黄色い帽子を贈り、児童及び保護者等の交通安全に対する意識を高めるとともに、運転者に対して注意を喚起する。

エ 夜間（薄暮時から）の交通事故防止のため、視認性を高めることについて啓発し、明るい服装や反射材の着用、普及に努める。

(3) 北九州市教育委員会（指導第二課）

ア 研修会等で「指導の重点」や諸通達・通知の趣旨を徹底させ指導の充実を図る。

イ 交通安全教育を学級活動や学校行事等に位置付け、計画的に実施し、児童生徒が自ら交通事故防止に努めるようにする。

ウ 交通事情の変動と児童生徒の通学の実態に応じて、通学路及び交通安全施設の安全点検を実施し、必要に応じて関係機関に整備を要望する。

エ 学校における交通安全教育を推進するため、交通安全教室や自転車教室の実施を促進する。

オ 交通事故報告書より交通事故の実態把握と原因分析を行い指導に役立つようにする。

3 前年度の実績

(1) 警察

小学生に対する交通安全教育の実施状況（県下、平成27年中）

対象者	実施回数	対象人員
小学生	1,373回	127,663人

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

交通公園における交通安全指導（単位：回、人）

区 分		園内	園外	合計
小学校・ 特別支援 学校	回数	15	112	127
	人数	295	8,266	8,561

(3) 北九州市教育委員会（指導第二課）

事業内容	実施状況	
	小学校 131校	特別支援学校数 8校
通学路の安全点検	131校（100%）	8校（100%）
交通安全教室や 自転車教室の実施	131校（100%）	3校（37.5%）
交通安全街頭指導	131校（100%）	7校（87.5%）

4 平成28年度の予算額

北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

27,573千円（交通安全センター委託料）

実施機関：警察、北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）、
北九州市教育委員会（指導第二課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	3 中学生に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 警察

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車の乗り方に必要な技能と知識を十分に習得させるため、中学校における交通安全教育を効果的に実施するとともに、指導者の育成に努める。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

交通安全についての意識を高め、交通社会の一員としての自覚を持ち、正しい交通マナーやルールを習得させることを目標に、計画的かつ継続的な交通安全教育に努める。

(3) 北九州市教育委員会（指導第二課）

学校において交通安全教育の年間計画を立て、学校教育活動全体を通じて安全に行動する態度や習慣を身に付けるための指導を一層効果的に進めるとともに、特に交通事故防止に直接つながる事項について、学校や地域の実情に応じた指導の徹底を図る。（例えば、自転車の点検と安全な乗り方等）

交通安全教育の重点事項として、

ア 「指導の重点」や諸通達・通知等を通じて安全指導の徹底を図り、生命尊重を基調とする交通安全指導を推進する。

イ 交通安全教育の強化推進のために、地域、PTA等関係諸団体と常に連携を保ち、特に保護者に対し交通安全教育について理解と協力を求めるとともに、交通安全対策について十分話し合い、家庭や地域における計画的な指導を促す。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 効果的な交通安全教育の実施

自転車ですべて安全に道路を通行するために、必要な知識と技能を習得させるとともに、自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮できるようにするため、中学校、保護者、地域住民等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

イ 教職員を対象とした交通安全講習会の開催

学校における自主的な交通安全教育を推進するため、その指導に当たる教職員を対象とした交通安全講習会等を開催する。

ウ 中学校において行われる交通安全教育への支援等

中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行う。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

ア 中学1年生全員を対象に、教材を配布して自転車検定を実施する。

イ 信号無視、夜間の無灯火などの自転車の無謀運転を防止するため、正しい自転車での走行方法や規則、責任について学習する交通安全教室を開催する。

ウ 夜間（薄暮時から）の交通事故防止のため、明るい服装や反射材の着用を促進する。

特に、自転車利用時の無灯火の防止、早めの点灯、反射材の装着徹底について啓発に努める。

(3) 北九州市教育委員会（指導第二課）

ア 研修会等で「指導の重点」や諸通達・通知の趣旨を徹底させ指導の充実を図る。
イ 交通安全教育を学級活動や学校行事等に位置付け、計画的に実施し、児童生徒が自ら交通事故防止に努めるようにする。

ウ 交通事情の変動と児童生徒の通学の実態に応じて、通学路及び交通安全施設の安全点検を実施し、必要に応じて関係機関に整備を要望する。

エ 学校における交通安全教育を推進するため、交通安全教室や自転車教育の実施を促進する。

オ 交通事故報告書より交通事故の実態把握と原因分析を行い指導に役立つようにする。

カ 中学2年生を対象に自転車交通ルール検定を実施する。

3 前年度の実績

(1) 警察

中学生に対する交通安全教育の実施状況（県下、平成27年中）

対象者	実施回数	対象人員
中学生	146回	42,271人

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

交通公園における交通安全指導（単位：回、人）

区 分		園内	園外	合計
中学校	回数	0	2	2
	人数	0	537	537

(3) 北九州市教育委員会（指導第二課）

事業内容	実施状況		
	中学校 62校	特別支援学校数 8校	高等学校 1校
通学路の安全点検	62校（100%）	8校（100%）	1校（100%）
交通安全教室や自転車教室の実施	62校（100%）	8校（100%）	1校（100%）
交通安全街頭指導	62校（100%）	7校（87.5%）	1校（100%）

4 平成28年度の予算額

北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

27,573千円（交通安全センター管理運営費 委託料）

2,000千円（「自転車マナーアップ北九州」推進事業 委託料）

実施機関：警察、北九州市教育委員会（指導第二課）、
北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	4 高校生に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 警察

高校生に対しては、特に、自転車、二輪車等車両の利用者・運転者として必要な技能と知識の習得に向けた高校等に対する支援を行う。また、交通社会の一員として責任を持って行動することができる健全な社会人を育成するため、関係機関・団体との連携を図り、効果的な交通安全教育を実施する。

なお、学校等における交通安全教育の充実を図るため、指導者を対象とした講習会や研修会を実施する。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に通行するために、必要な技能や知識、交通マナーを習得させるとともに、交通社会の一員としての責任を持って行動することができる健全な社会人の育成を目標に、計画的かつ継続的な交通安全教育に努める。

(3) 北九州市教育委員会（指導第二課）

学校において交通安全教育の年間計画を立て、学校教育活動全体を通じて安全に行動する態度や習慣を身に付けるための指導を一層効果的に進めるとともに、特に交通事故防止に直接つながる事項について、学校や地域の実情に応じた指導の徹底を図る。（例えば、道路への飛び出しの防止、道路の正しい横断の仕方、自転車の点検と安全な乗り方等）交通安全教育の重点事項として、

ア 「指導の重点」や諸通達・通知等を通じて安全指導の徹底を図り、生命尊重を基調とする交通安全指導を推進する。

イ 交通安全教育の強化推進のために、地域・PTA等関係諸団体と常に連携を保ち、特に保護者に対し交通安全教育について理解と協力を求めるとともに、交通安全対策について十分話し合い、家庭や地域における計画的な指導を促す。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 効果的な交通安全教育の実施

二輪車の運転者及び自転車の利用者として必要な知識と技能の習得を目的として、高校、保護者、自治体等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

(ア) 二輪車教室の開催

各警察署単位に、二輪免許の取得を許可している高校を対象に、当該高校において実技指導を中心とした参加・体験・実践型の交通安全教育の実施の働きかけを行う。

(イ) スタントマンを活用した自転車教室の開催

自転車通学を許可している高校を対象に、自転車の危険運転が原因となる交通事故をスタントマンの実演で再現して、交通事故の現場を疑似体験させる参加・体験型の交通安全教育を実施する。

イ 高校において行われる交通安全教育への支援等

高校において行われる交通安全教育が円滑に行われるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行う。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

高等学校での交通安全教育の充実を図るため、

- ・交通安全に関する情報提供（資料配布など）
- ・自転車の安全利用、危険運転防止及びマナーアップの呼びかけ
- ・二輪車等の事故防止や暴走行為・無謀運転の危険性・迷惑性についての啓発
- ・夜間の交通事故防止のため、明るい服装や反射材の着用促進

などを警察等と連携して実施する。

(3) 北九州市教育委員会

ア 研修会等で「指導の重点」や諸通達・通知の趣旨を徹底させ指導の充実を図る。

イ 交通安全教育を学級活動や学校行事等に位置付け、計画的に実施し、児童生徒が自ら交通事故防止に努めるようにする。

ウ 交通事情の変動と児童生徒の通学の実態に応じて、通学路及び交通安全施設の安全点検を実施し、必要に応じて関係機関に整備を要望する。

エ 学校における交通安全教育を推進するため、交通安全教室や自転車教育の実施を促進する。

オ 交通事故報告書より交通事故の実態把握と原因分析を行い指導に役立つようにする。

3 前年度の実績

警察

高校生に対する交通安全教育の実施状況（県下、平成27年中）

対象者	実施回数	対象人員
高校生	136回	66,849人

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	5 成人に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 警察

大学、地域、職域等の組織に働きかけ、地域交通安全活動推進委員等とともに「交通安全教育指針」に沿った交通安全講習会を積極的に開催する。

また、関係機関・団体等との連携の下、交通安全活動に係るボランティアへの参加促進に努め、自主的な安全行動を促すなど交通安全意識の向上を図る。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技術の習得、危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通マナーの向上を目標に免許更新時の交通安全講習や安全運転管理者研修等を中心に指導・啓発に努める。

また、事業所等で実施する交通安全講習の充実のため、安全運転管理者等を対象とした指導者研修会等への参加を促進し、指導者としての能力の向上を図る。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 大学生に対する交通安全教育の促進

大学生に対する社会的責任の自覚と安全意识の向上を図るため、「大学生の交通事故防止懇話会」の活性化を図るとともに大学関係者に働きかけ、大学での交通安全教育の充実を促進する。

イ 地域における交通安全活動の推進

地区交通安全協会等と緊密な連携の下に、地域のボランティア団体や町内会等を通じ、地域における交通安全活動を積極的に推進する。

ウ 職域における交通安全活動の推進

地区安全運転管理協議会等と緊密な連携の下に、企業の事業所等に積極的な働きかけを行い、事業主研修会、交通安全講習会等を開催し、効果的な交通安全活動を推進する。

エ 二輪車及び自転車の乗用者に対する街頭指導の実施

二輪車及び自転車の乗用者を対象とした街頭指導等を実施する。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

ア 各区交通安全推進協議会において、警察と連携しながら、地域、職場等で交通安全教室を開催するとともに、四季の交通安全運動等を通じて各種啓発活動を実施する。

イ 関係機関等と緊密な連携をし事業所での交通安全教室、講習会の開催を促進する。

ウ 大学での交通安全教育の充実を図るため、大学関係者と連携しながら、交通安全教室を開催するほか、学生による自主的な活動を促進する。

エ 二輪車及び自転車の通行が多い主要幹線道路において、集合教育になじまない若者等の運転者を対象に、警察等と連携し、交通安全の街頭指導を行う。

オ 交通安全講習会やチラシ・パンフレット等で、夜間の交通事故防止のため、薄暮時からの早めの点灯及びスピードの抑制等を呼びかけ啓発する。

3 前年の実績

警察 地域、職域における交通安全教育の実施状況（県下、平成27年中）

対 象 \ 区 分	実施回数	対象人員
大学生等	108回	29,415人
社会人	2,031回	132,896人

実施機関：警察、北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課、保健福祉局長寿社会対策課、消防局総務課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	6 高齢者に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、交通安全教育指導者の育成や教材等を配布するなど指導体制の充実に努めるとともに、関係機関と連携して参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催、社会教育活動・福祉活動、各種催しの機会を活用した交通安全教育の実施、家庭訪問による個別指導の推進等を図る。

この場合、高齢者の交通事故実態、交通行動の特性等に応じた具体的指導を行うこととし、日常的な明るい服装の着用や反射材の活用等交通安全用品の普及にも努める。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 効果的な交通安全教育の実施

加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響の理解を深めるとともに現在の身体機能に応じた交通安全行動の習得と実践を目的とした参加・体験・実践型の交通安全教育を計画的かつ継続的に実施する。

また、明るい色の服と反射材の視認効果の理解を深める参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

イ 高齢者の交通安全講習受講拡大

(ア) 社会福祉協議会、老人クラブ等関係機関・団体のネットワークを活用するなどして、高齢者に対する交通安全教育の活性化と講習受講者の拡大に努める。

(イ) 交通安全講習を受ける機会がない高齢者に対する交通安全教育の補完を目的に、地域交通安全活動推進委員等と連携して、戸別訪問活動による交通安全教育を行う。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課、保健福祉局長寿社会対策課、消防局総務課）

ア 交通安全教室や高齢者ドライバー安全運転講習会等、高齢者の事故の特徴や身体的特徴に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

イ 警察、各区交通安全推進協議会、老人クラブ及び市立年長者研修大学校（周望学舎、穴生学舎）との連携により、交通安全教室を開催する。

ウ 高齢者ドライバー等の交通安全を推進するため、高齢運転者標識の表示の普及に努める。

エ 夜間の交通事故防止のため、視認性を高めることの重要性を認識させ、明るい服装や反射材の着用の促進を図る。

オ 薬剤師会と連携し、調剤薬局を訪れた高齢者に対して交通事故防止のワンポイントアドバイスを記載した啓発物を配布する事業を実施し、交通安全に対する意識を向上させる。

カ 女性消防団員が一人暮らしの高齢者宅を訪問し、防火防災や家庭内救急事故予防等の指導と併せて交通安全の啓発を行う「いきいき安心訪問」を実施する。

(3) 北九州市（保健福祉局長寿社会対策課）

ア 北九州市立年長者研修大学校における交通安全教室

イ 老人クラブの交通安全活動

3 前年度の実績

(1) 警察

高齢者に対する交通安全教育の実施状況（県下、平成27年中）

対象者	実施回数	実施人員
高齢者	1,416回	72,079人

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

高齢者交通安全ワンポイント・アドバイス事業の実施

調剤薬局での配布 約600店舗 27,000本

交通公園における交通安全指導（単位：回、人）

区 分		園内	園外	合計
高齢者	回数	1	1	2
	人数	30	50	80

実施機関：警察、北九州市（保健福祉局障害者支援課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	7 障害者に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点
障害者に対しては、交通安全のために必要な知識及び技能の習得のため、地域における福祉施設、福祉活動の場を利用するなどして、障害の程度に応じたきめ細かな交通安全教育を推進する。

2 計画の内容
(1) 警察
ア 身体障害者に対する交通安全教育の推進
福岡県身体障害者福祉協会や福岡県障害者自動車連合会等の関係機関・団体と連携して交通安全教育を推進する。
イ 特別支援学校等における交通安全教育への支援
特別支援学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行う。
(2) 北九州市（保健福祉局障害者支援課）
福岡県障害者自動車安全運転競技会（福岡県）

3 前年度の実績
北九州市（保健福祉局障害者支援課）
福岡県障害者自動車連合会が実施した福岡県障害者自動車安全運転競技会（福岡県）の後援を行った。
日 時 平成27年9月21日
場 所 福岡県自動車学校
参加者 82人

節	2	交通安全思想の普及徹底						
項	1	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進						
目	8	外国人に対する交通安全教育の推進						
<p>1 計画の実施方針及び重点</p> <p>外国人に対する交通安全教育は、わが国の交通ルール・マナー及び市内の交通情報に関する理解を深めるための施策を効果的に推進する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 警察 外国人労働者を雇用している企業や留学生を受け入れている各種学校等と連携して、日常生活の中で利用頻度の高い自転車の乗り方や基本的な交通ルール、特に、道路標識の意味など、日本国内の交通実態に即した適切な安全教育を推進する。</p> <p>(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課） 留学生等に、交通安全運動イベントへの参加を促し、体験しながら交通安全に関する知識と理解を深めるなど、効果的な啓発を行う。</p> <p>3 前年度の実績</p> <p>警察 外国人に対する交通安全教育の実施状況（県下、平成27年中）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>実施回数</th> <th>対象人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国人</td> <td>214回</td> <td>7,292人</td> </tr> </tbody> </table>			対象者	実施回数	対象人員	外国人	214回	7,292人
対象者	実施回数	対象人員						
外国人	214回	7,292人						

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	2 効果的な交通安全教育の推進
目	
<p>1 計画の実施方針及び重点</p> <p>交通安全教育を行う機関・団体と連携しながら、交通安全教育の受講者が必要な技能及び知識を習得できるよう、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用するとともに、受講者の年齢などに応じた交通安全教育指導者の育成・確保等に努める。</p> <p>また、飲酒運転の危険性・悪質性や飲酒運転による交通事故の発生実態等を踏まえた交通安全教育を推進するとともに、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（以下「飲酒運転撲滅条例」という。）の周知徹底を図り、かつ着実に執行すること等により、更に県民の飲酒運転撲滅気運を高め、重大交通事故に直結する飲酒運転の撲滅を図る。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 警察</p> <p>ア 交通安全指導者の研修</p> <p>地域における交通安全思想の普及、歩行者等の保護誘導などを行う交通安全指導者の一層の資質向上を図るための研修を行う。</p> <p>イ 飲酒運転の危険性・悪質性の理解を深める交通安全教育の充実</p> <p>ドライビングスクール等において飲酒体験ゴーグルを活用した飲酒運転の疑似体験等の参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に行うとともに、飲酒運転撲滅条例の周知及び交通安全教育用DVD「もう、誰もあなたを信じない～すべてを失う飲酒運転の代償～」を活用した心に響く教育を推進する。</p> <p>また、子供会、敬老会等の会合を通じて飲酒運転の危険性等の理解を深め、子供から大人に対して飲酒運転の防止を呼びかけさせる取組を行うほか、運転免許取得直前の高校生や大学生に対する飲酒運転の危険性の理解を深める交通安全教育を実施し、学生の飲酒運転撲滅に関する自主的な活動を推進する。</p> <p>ウ 広報啓発活動の推進</p> <p>テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアに対して、飲酒運転の危険性や交通事故実態等に関する情報提供を積極的に行うとともに、市政だよりや関係機関・団体等の広報誌等、各種広報媒体を活用した効果的な広報啓発活動を推進する。</p> <p>併せて、事業者や飲食店の飲酒運転撲滅の取組を促進し、県全体に運動の輪を広げるため、飲酒運転撲滅条例に基づく「飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店」の登録拡大に努める。</p> <p>(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）</p> <p>北九州交通公園において、警察のほか関係機関・団体と連携し、年齢層に応じた参加・体験型の交通安全教育を実施する。</p>	

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	1 交通安全運動の推進
<p>1 計画の実施方針及び重点</p> <p>(1) 警察 交通安全運動の趣旨・目的・重点等に沿った警察活動を展開するとともに、実施機関・団体に対して交通事故情報を提供するなど必要な支援を行い、交通安全運動の組織的・継続的な活動の推進を図る。</p> <p>(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課） 市民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、「北九州市交通安全推進会議」を中心に、関係機関・団体等と連携し、市民総ぐるみ運動を組織的・継続的に展開する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 警察 運動の重点に沿った交通指導取締り、交通安全教育等を強化するとともに、実施機関団体に対して交通事故情報提供等の必要な支援を行う。</p> <p>(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課） ア 四季の交通安全運動や各種キャンペーンにおいて、交通ルールの遵守や飲酒運転の撲滅などの広報啓発を行う。 イ 北九州市交通安全推進会議を開催し、関係機関・団体等と連携し、交通安全運動を組織的展開する。</p> <p>3 前年度の実績</p> <p>(1) 警察 四季の交通安全県民運動における各種交通安全キャンペーン等、広報啓発活動の実施</p> <p>(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課） ア 四季の交通安全運動や各種キャンペーンの実施 イ 北九州市交通安全推進会議開催（H27.8）</p>	

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	2 自転車の安全利用の推進

1 計画の実施方針及び重点

自転車は「車両」であることを、自転車利用者のみならず交通社会を構成する全ての者に周知させるため、関係機関・団体等による自主的な取組を促すとともに、交通安全教育及び広報啓発を推進し、自転車に関する規範意識の醸成を図る。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施

自転車の利用者として必要な知識及び技術を習得させるとともに、自己の安全だけでなく他者の安全にも配慮できるようにするため、子ども自転車大会、三世代ふれあい自転車安全大会及びスタントマンや自転車シミュレーターを活用した教室を開催し、参加・体験・実戦型の交通安全教育を実施する。

イ 自主的な交通安全活動に対する支援

教育機関と連携し、各中学・高校において自転車免許制度の導入を始め、自転車通勤・通学者等に対する事業所単位での自主的な交通安全活動が活性化されるよう、モデル案や交通安全情報の提供等により支援するとともに、自転車販売店等の自転車関係事業所に対しては、車両として自転車が従うべき基本的なルールを周知するよう積極的に働きかける。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

ア 自転車の安全確保を重点項目に掲げての交通安全運動（年4回）の実施

イ 県警等と合同による街頭啓発キャンペーンの実施

ウ 北九州市交通公園における自転車教室や小・中・高校への巡回交通安全教室時における自転車の安全運転指導

エ 自転車シミュレーターを活用した交通ルールやマナーの学習と自転車事故の防止や交通安全の啓発の実施

オ 小学校高学年を主な対象とした北九州市自転車運転免許証制度（平成18年7月～）の実施

カ 中学2年生を対象とした、自転車ルール検定の実施

キ 市と警察等による、北九州市自転車安全対策連絡会議の開催 （連絡会議の創設：平成26年8月・福岡県内初）

3 前年度の実績

(1) 警察

自転車利用者に対する交通安全教室の実施状況（県下、平成27年中）

区分	小学生	中学生	高校生	社会人	高齢者	総数
回数	672	166	98	295	123	1,420
人数	57,800	48,691	58,529	17,124	6,217	209,597

・第50回交通安全子供自転車大会

北九州・筑豊ブロック大会（6/14） 福岡県大会（7/12）

・三世代ふれあい自転車安全大会（11/15）

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

・自転車の安全確保を重点項目に掲げての交通安全運動（年4回）の実施

・県警等と合同による街頭啓発キャンペーンの実施

・主に小学校高学年を対象とした北九州市自転車運転免許証制度を実施

交通公園における交通安全教育

ア 交通公園利用状況

区 分	平成27年度実績
来園者数	240,029人
自転車利用数	113,690人

イ 交通公園における団体への交通安全指導（自転車以外の交通安全教室を含む）

（単位：回、人）

区分		保育所・幼稚園	小学・特別支援学校	中学・高校・大学	高齢者	団体・その他	計
園内	回数	51	19	1	1	323	395
	人数	2,294	367	80	30	23,266	26,037
園外	回数	50	114	4	1	9	178
	人数	4,169	8,319	997	50	890	14,425
計	回数	101	133	5	2	332	573
	人数	6,463	8,686	1,077	80	24,156	40,462

4 平成28年度の予算額

北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

27,573千円（交通安全センター管理運営費 委託料）

2,000千円（「自転車マナーアップ北九州」推進事業 委託料）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	3 飲酒運転撲滅に向けた規範意識の確立

1 計画の実施方針及び重点

(1) 警察

「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という社会気運の醸成と定着を図り、飲酒運転のない社会の実現を目指す。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

県、警察や関係団体などと緊密に連携し、飲酒運転の撲滅に向けた効果的な広報・啓発活動を行い、「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」という市民意識の確立を図る。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 飲酒運転指導取締りの強化

飲酒運転の取締りを強化するほか、飲酒運転周辺者三罪等の捜査を徹底し、飲酒運転を許さない社会規範の確立を図る。また、飲酒運転撲滅条例に基づいた事業者や酒類提供飲食店に対する通知を行うための調査を徹底し、飲酒運転撲滅条例の効果的運用を図る。

イ 飲酒運転を許さない社会環境づくりの推進

(ア) 交通安全教育等の推進

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育等を引き続き推進するとともに、飲酒運転撲滅条例の内容、なかでも全県民の通報努力義務の周知活動を協力を推進するなど、地域、職域等における飲酒運転撲滅の取組を更に進め、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」そして「見逃さない」という規範意識の確立を図る。

(イ) 効果的な広報啓発活動

関係機関・団体、ボランティアとの連携を図り、大学生や若年の社会人など若い世代の参加促進を図った上で街頭キャンペーンを実施するとともに、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等あらゆる広報媒体を活用し、飲酒運転情勢等についてタイムリーかつ効果的な広報活動を行う

(ウ) 常習飲酒運転対策の推進

安全教育等において、常習的な飲酒運転の背景として考えられているアルコール依存症問題とアルコールスクリーニングテストの周知、アルコール依存症の相談窓口の教示を行うとともに、臨時適性検査による行政処分を迅速・的確に推進する。

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

ア 飲酒運転撲滅を重点項目に掲げての交通安全運動（年4回）を実施する。

イ 小売酒販組合、税務署、警察署等と合同での未成年飲酒防止及び飲酒運転撲滅を目的とした街頭キャンペーンを実施する。

3 前年度の実績

(1) 警察

飲酒運転の撲滅を図るため、

○交通安全教育用DVD「もう、誰もあなたを信じない」の貸出、ネット配信

○県警ホームページにおける飲酒運転撲滅サイトの内容充実

等を実施した。

- (2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）
- ア 飲酒運転撲滅を重点項目に掲げての交通安全運動（年4回）を実施した。
 - イ 小売酒販組合、税務署、警察署等と合同での未成年飲酒防止及び飲酒運転撲滅を目的とした街頭キャンペーンを実施した。

実施機関：警察、北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

節	2	交通安全思想の普及徹底
項	3	交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	4	後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
<p>1 計画の実施方針及び重点</p> <p>後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の徹底を図るため、四季の交通安全運動等の各種キャンペーン等と連動した広報啓発活動を実施する。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 警察 ポスターやチラシ等を活用した広報啓発活動を推進する。</p> <p>(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課） 四季の交通安全運動等でチラシを配布するなどし、全ての座席のシートベルトの着用徹底を呼びかける。</p> <p>3 前年度の実績</p> <p>(1) 警察</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 春・秋の交通安全運動の重点に設定した上、シートベルト着用キャンペーン等を実施したほか、啓発用品を配布するなどの広報啓発活動を推進した。 イ 一般道路における後部座席のシートベルト非着用者に対しては、「後部座席シートベルト指導票」による着用指導を実施した。 ウ シートベルト着用率全国調査結果や、（一社）日本自動車連盟との連帯によるシートベルトコンビンサーの活用による効果的な広報啓発活動を推進した。 <p>(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課） すべての座席のシートベルトの着用を重点項目に掲げての交通安全運動の実施</p>		

実施機関：警察、北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	5 チャイルドシートの正しい使用の徹底

1 計画の実施方針及び重点
チャイルドシートの着用を徹底するため、交通安全教育をはじめ街頭指導や広報啓発活動を通じて市民の理解を深めるとともに、地域と一体となったキャンペーン等を展開する。

2 計画の内容
(1) 警察
チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法を、幼稚園、保育園、認定子ども園、病院等と連携し、保護者に対して効果的な広報啓発・指導を実施する。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取り組みを強化するとともに、6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用することができない子供についてはチャイルドシートを使用させることについて、広報啓発に努める。
(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）
四季の交通安全運動等でチラシを配布するなどし、チャイルドシートの着用徹底を呼びかける。

3 前年度の実績
(1) 警察
ア 春・秋の交通安全運動の重点に設定した上、啓発用品を配布するなどの広報啓発活動を促進した。
(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）
チャイルドシートの着用を重点項目に掲げての交通安全運動の実施

実施機関：警察 北九州市（安全・安心都市整備課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	6 反射材用品等の普及促進

1 計画の実施方針及び重点
夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の交通事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会の開催等を推進する。

2 計画の内容
反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

3 前年度の実績
交通安全講習、街頭活動、各種イベント等における啓発や各種広報媒体の活用などを通じて明るい服や反射材の着用を促進した。

実施機関：警察、北九州市（保健福祉局地域医療課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	7 危険ドラッグ対策の推進
1 計画の実施方針及び重点	
(1) 北九州市（保健福祉局地域医療課） 麻薬・覚醒剤乱用防止に関する啓発や、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図る。	
2 計画の内容	
(1) 北九州市（保健福祉局地域医療課） 薬物乱用防止の街頭啓発活動を実施するなど、市民への薬物乱用防止にかかる啓発を実施する。	
○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動ヤング街頭キャンペーン 日時：平成28年7月2日（土）14：30～15：40 場所：小倉駅JAM広場及びその周辺 参加予定人数：300名	
○危険ドラッグ夜回り隊街頭啓発 日時：平成28年7月23日（土）18：00～19：00 場所：JR小倉駅周辺 参加予定人数：42名	
3 前年度の実績	
○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動ヤング街頭キャンペーン 日時：平成27年7月4日（土）14：30～15：40 場所：小倉駅JAM広場及びその周辺 参加人数：409名	
○危険ドラッグ夜回り隊街頭啓発 日時：平成27年7月18日（土）18：00～19：00 場所：JR小倉駅周辺 参加人数：42名	
4 平成28年度の予算額	
北九州市（保健福祉局地域医療課・医務薬務課） 1,767千円	

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	8 効果的な広報の実施

1 計画の実施方針及び重点

- (1) 交通ルールの理解と遵守を促進し、市民の交通モラル・マナーの向上を図るため、家庭・職域・地域・学校等対象に応じた効果的な広報や、報道機関に対する積極的な資料提供など、広報活動の充実強化を図る。
- (2) 各種広報媒体を活用して、交通事故の実態を踏まえた広報や生活に密着した内容の広報及び交通事故被害者の声を取り入れた広報など、具体的で訴求力が高い内容を重点的かつ集中的に実施する。

2 計画の内容

- (1) 交通ルールの遵守及びマナーの向上
「交通事故死ゼロを目指す日」等における各種交通安全キャンペーン等を積極的に展開するほか、市民一人一人が交通安全を自らの問題ととらえ、これを実践するよう、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを身に付けさせるための効果的な広報活動を推進する。
- (2) 広範かつ集中的なキャンペーンの展開
家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや各種の広報媒体を通じた集中的なキャンペーン等を積極的に行う。
- (3) 家庭向け広報媒体の積極的な活用
交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、広報媒体を積極的に活用し、交通安全思想が家庭に浸透するようきめ細かな広報の充実に努める。
- (4) 資料、情報の提供
民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、交通安全に関する資料及び情報の提供を積極的に時機を失することなく行い、報道機関の理解と協力を求め、交通安全気運の醸成を図る。

3 前年度の実績

警察

インターネット等あらゆる広報媒体を活用し、関係機関団体等に対し、交通安全情報を発信した。

実施機関：警察

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	10 その他の普及啓発活動の推進

1 計画の実施方針及び重点
関係機関・団体と連携し、対象に応じた広報媒体を活用して、市民に対し交通事故防止に必要な情報を提供する。

2 計画の内容

- (1) 高齢者の保護に関する広報啓発
あらゆる年齢層に高齢者の特性を理解させ、高齢者の保護意識を高めるよう努める。
- (2) 薄暮時間帯から夜間の交通事故防止に関する広報啓発
運転者に対し、薄暮時間帯から夜間における交通事故の危険性及び自動車・自転車の前照灯の活用について広報啓発を行う。
- (3) 二輪車の被害軽減に関する広報啓発
二輪運転者に対し、胸部保護の重要性について理解増進に努め、プロテクターの着用について広報啓発を行う。
- (4) 交通事故情報の提供
インターネット等を通じ、事故データ及び事故多発地点に関する情報提供を行う。

3 前年度の実績
警察
インターネット等あらゆる広報媒体を活用し、関係機関団体等に対し、交通安全情報を発信した。

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
目	
<p>1 計画の実施方針及び重点</p> <p>交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の育成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供を充実させる。</p> <p>また、組織・団体のリーダーによる交通安全活動が活発に展開されるよう、団体相互間の連絡協調体制を強化するとともに、これらの諸団体の自主活動が真に効果的なものとなるよう指導助言を行うほか、積極的に資料を提供して、交通安全組織・団体の指導育成に努める。</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(1) 警察</p> <p>ア 関係機関・団体に対する働きかけ</p> <p>地域ボランティア、自動車関連販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が行われるよう、適時、交通事故や交通安全に関する情報を提供するなど必要な支援を行い、各団体による自主的な活動を推進する。</p> <p>イ 飲酒運転撲滅に向けた推進基盤の整備</p> <p>「飲酒運転撲滅の日」(毎月25日)や「飲酒運転撲滅週間」(8月25日～8月31日)における取組等、飲酒運転撲滅条例に基づく自治体等の自主的な活動を促進するほか、企業等に対し適宜情報提供や支援活動等を行い、各団体による自主的な活動を促進する。</p> <p>また、酒類提供飲食店に対しては、酒類提供罪及び飲酒運転撲滅条例の周知徹底を図るほか、飲酒運転撲滅宣言及び運転代行業者の利用推奨、ハンドルキーパー運動への参加等、飲酒運転撲滅のための取組を促進する。</p> <p>ウ 交通関係団体の指導育成</p> <p>警察の交通安全に関する資料を積極的に提供するなどして、交通安全協会をはじめ、トラック協会、タクシー協会、バス協会、安全運転管理協議会等交通関係団体及び地域交通安全活動推進委員協議会の自主積極的な交通安全活動を促進する。</p> <p>(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）</p> <p>各種団体に対する支援</p> <p>交通安全活動の活発化を図るため、各区の交通安全推進協議会や各地区の交通安全協会のほか公益社団法人福岡県交通遺児を支える会に対し、財政支援を行う。</p> <p>3 前年度の実績</p> <p>(1) 警察</p> <p>四季の交通安全県民運動や「飲酒運転撲滅週間」等において、自治体や関係機関・団体等と協働して各種交通事故防止や飲酒運転撲滅に向けたキャンペーン等の広報啓発活動を実施した。</p> <p>(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）</p> <p>各種団体に対する支援</p> <p>交通安全活動の活発化を図るため、各区の交通安全推進協議会や各地区の交通安全協会のほか公益社団法人福岡県交通遺児を支える会等に対し、財政支援を行った。</p>	

実施機関：北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	5 市民の参加・協働の推進
目	
1 計画の実施方針及び重点 交通の安全は、市民の安全意識により支えられることから、市民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要である。 このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と市民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、市民の参加・協働を積極的に進める。	